# 令和６年３月　定例農業委員会議事録

１　開催日時及び場所

開催日時　　令和６年３月８日(金)　午後２時00分から午後２時30分

場　　所　　市役所４階　庁議室

２　委員

(1)農業委員会委員総数　14名

(2)農業委員会委員の出席　13名

赤坂　雄司　　大和屋　君子　家次　幸雄　　南河　武　　丹治　正美　　藤原　定嗣

町谷　敏一　　南　昇一　　石垣　一郎　　射手矢　豊光　勝間　冨士男　川野　博信

北庄司　博文

(3)農業委員会委員の欠席　　１名

戸野　武彦

(4)農地利用最適化推進委員総数　７名

(5)農地利用最適化推進委員の出席　７名

阪本　寿和　野出　良之　藤本　明彦　重里　文男　道幸　誠一　奥　和弥　　立石　義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席　０名

３　議事説明員

次長　杉浦　勇人　　係長　東谷　恭良　　係員　尾峪　大友

４　議案

報告第41号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用の届出について

報告第42号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用の届出(所有権移転)について

報告第43号　生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

議案第39号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案第40号　農地法第５条の規定による農地転用許可申請(所有権移転)について

可決

議案第41号　農地法第５条の規定による農地転用許可申請（賃借権の設定）について

可決

議案第４２号　農用地利用集積計画案に伴う利用権設定について

可決

議　長

本日、議案にありますとおり、市街化調整区域での所有権移転並びに賃借権の設定が計４件あります。泉佐野市では初めてですので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。それでは、只今より、3月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数14名中、出席委員13名、推進委員7名中、出席委員7名ですので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により会議は成立しております。

議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　長

異議がないようですので、2番：大和屋委員　4番：南河委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局　　議事日程を読み上げ

議　長

では、日程第1　報告第41号　農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてを議題といたします。事務局より報告お願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

（議案書を朗読し、報告した。）

以上でございます。

議　長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

議　長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第2　報告第42号　農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出（所有権移転）について　を議題といたします。事務局より報告お願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

（議案書を朗読し、報告した。）

以上でございます。

議　長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

議　長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

続いて、日程第3　報告第43号　生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について　を議題といたします。事務局より報告お願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

（議案書を朗読し、報告した。）

以上でございます。

議　長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

議　長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第4　議案第39号　農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について　を議題といたします。事務局より説明お願いします。

事務局

議案 第39号　農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め、許可してよろしいか。

番号１　　所在:大木　地番:●●●●番、 ●●●番　の2筆　それぞれ　登記:田、 現況:田、面積は671㎡、と　383㎡

譲受人:　大木●●●番地　　●●　●●

譲渡人:　日根野●●●●番地の●●　●●　●●、と他２名

他２名は　　:日根野●●●●番地　●●　●●

:貝塚市橋本●●●●番地●●　　●●　●●

議案書番号1の位置については 別紙議案資料1.2ページをご覧ください。申請農地は2筆計1,054 ㎡あり、現在、水稲を行っています。引き続き、権利取得後も、水稲を行う予定です。譲受人の通作距離は5キロメートル、自動車で10分の場所にあります。譲受人がすでに耕作している農地は 1,756 ㎡あり、現在、水稲を行っています。合計の農地面積は 2,810 ㎡になります。また、農業従事者は1名で、農作業歴は30年、年間従事日数は270日です。

以上、1件は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようよろしくお願いします。以上です。

議　長

ただいまの説明について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

議　長

ないようですので、適当と認め、許可することに決定いたします。続いて、日程第5　議案第40号　農地法第5条の規定による農地転用の許可申請（所有権移転）について　を議題といたします。事務局より説明お願いします。

事務局

議案 第40号　農地法第5条の規定による農地転用の許可申請（所有権移転）について、説明させていただきます。議案資料をあわせてご覧願います。

番号1　物件の表示　泉佐野市長滝●●●●－●●。登記地目は畑。1筆です。転用面積は400㎡です。

譲受人は、大阪市福島区玉川●丁目●番●号

株式会社●●●●●●●　代表取締役　●●　●●

譲渡人は、泉南市樽井●丁目●番●●号　●●　●●

所有権の移転を行います。転用目的は露天資材置場です。

農地区分は［農地法施行規則第 45 条第 2 号］の規定によりまして市街化が見込まれる区域で、おおむね 500m 以内にJR日根野駅がありますので、第2種農地と判断されます。

申請地は、JR日根野駅から西550mにあります。

譲受人は、セメント、生コンクリート及び各種建設土木資材の販売等を行う法人で、事業拡大のため、隣接する申請地に露天資材置場を整備するものです。

第2種農地ですが、隣接地であり、かつ既存施設面積（2,000㎡）の2分の1を超えませんので

例外的に許可しうるものと判断しております。地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。 資材置場には、セメントサイロ6機、サイロホース60本等を保管するものです。

番号2　物件の表示　泉佐野市長滝●●●●－●　地目は畑、1筆です。転用面積は900㎡です。

譲受人は、泉佐野市下瓦屋●●●番地の●

●●●●●株式会社　代表取締役　●●　●●

譲渡人は、泉佐野市下瓦屋●丁目●番●●号　●●　●●

所有権の移転を行います。転用目的は露天資材置場です。

農地区分は［農地法施行規則第 44 条第 2 号]の規定によりまして、道路、鉄道、河川等恒久的な施設に区画された区域の面積に占める宅地面積が40％を超えることから第3種農地と判断されます。

申請地は、JR長滝駅から北北西1,500mにあります。譲受人は、建設業等を行う法人で、事業拡大のため、資材置場が手狭となったため、申請地に露天資材置場を整備するものです。

大阪府から開発に該当しない旨の証明が交付されております。地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。

資材置場には、砕石80㎡、砂60㎡、単管足場50㎡、コンクリート資材30㎡、木質性資材30㎡、乗用車2台等を保管します。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長

ただいまの説明について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

議　長

ないようですので、大阪府農業会議に諮問することに決定いたします。続いて、日程第6　議案第41号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請（賃借権の設定）について　を議題といたします。事務局より説明お願いします。

事務局

議案 第41号　農地法第5条の規定による農地転用の許可申請（賃借権の設定）について、説明させていただきます。

番号1　物件の表示　泉佐野市日根野●●●●-●　地目は田、1筆です。転用面積は328㎡です。

被設定人は、大阪市西区北堀江●丁目●●番●●号

●●●●●・泉佐野市水道組合特定建設工事共同企業体

代表者　株式会社●●●●●　代表取締役　●●　●●

設定人は、泉佐野市日根野●●●●番地　●●　●●●

賃借権の設定を行います。転用目的は仮設露天資材置場（一時転用）です。

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内農地であります。農振農用地は原則不許可ですが、本件は3年以内の一時転用であり、資機材設置の規模、進入路の有無等から本申請地の他に代替性が無く、本市農振計画の達成に支障が無いことから許可もやむを得ないと考えまして、農地法第 4 条第 6 項ただし書及び農地法施行令第 4 条第 1 号イ、ロの規定によりまして、6 か月間の一時転用許可を行うものです。

申請地は、JR日根野駅から南西900mにあります。

被設定人は、泉佐野市発注に係る泉佐野市日根野浄水場他管路更新業務を受注し、施工中の特定建設工事共同企業体で、申請地に隣接する水道工事に伴う資材等置場を確保するため、申請地を借り受け、露天資材置場を整備するものです。一時転用期間は許可後6か月です。

地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。 資材置場には、圧送ポンプ、水中ポンプ、全自動小型プラント等を設置します。

番号2　物件の表示　泉佐野市長滝●●●の一部

地目は田、1筆です。転用面積は532㎡のうち485．74㎡です。

被設定人は、泉佐野市長滝●●●番地

●●●●株式会社　代表取締役　●●　●●

設定人は、泉佐野市長滝●●●●番地　●●　●●

賃借権の設定を行います。転用目的は露天駐車場です。

農地区分は[農地法施行規則第 43 条第 1 号]の規定によりまして水道、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道にあって、おおむね500m以内に泉佐野市立長南中学校と長南小学校がありますので、第3種農地と判断されます。

申請地は、JR長滝駅から西北西1,300mにあります。

被設定人は、染色加工業等を行う法人で、申請地に隣接する工場の建物を利活用するため、申請地を借り受け、乗用車、大型トラック駐車場として露天駐車場を整備するものです。

地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。 乗用車4台、大型トラック2台を駐車予定です。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長

ただいまの説明について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

丹治委員

私の担当のところでお尋ねしたいのですが、農振農用地で一時転用ということで出していただいていますが、農振農用地については農林水産課が管轄であると思われますが、意見等聴いていただいていますか。

事務局

はい、農林水産課に説明・報告は済ませております。

議　長

他にありますでしょうか。

ないようですので、大阪府農業会議に諮問することに決定いたします。続いて、日程第7　議案第42号　農用地利用集積計画案に伴う利用権設定について　を議題といたします。事務局より説

明お願いします。

事務局

議案　第42号　農用地利用集積計画案に伴う利用権設定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき泉佐野市長から審査依頼のあった　次の計画案について、適当とみなしてよろしいか。

位置については議案資料とあわせて、ご確認ください。

番号１

設定人　日根野●●●●番地の●　●●　●●

被設定人　日根野●●●●番地　●●　●●

利用権を設定する土地　上之郷　●●●●番　地目　田　面積　1,252 ㎡

設定する利用権　使用貸借権　公告日より5ヶ年（新規）

番号２

設定人　長滝●●●●番地　●●　●●

被設定人　長滝●●●●番地　●●　●●

利用権設定をする土地　長滝●●●番　地目　田　面積　1,170 ㎡

設定する利用権　使用貸借権　公告日より５ヵ年（新規）

番号３

設定人　日根野●●●●番地　●●●　●

被設定人　日根野●●●●番地の●　●●　●●

利用権設定をする土地　日根野●●●●番　地目　田　面積　856 ㎡

日根野●●●●番　地目　田　面積　347 ㎡

設定する利用権　使用貸借権　R6.3.14~R11.3.13（継続）

番号４

設定人　　日根野●●●●番地の●　　●●　●●

被設定人　　日根野●●●●番地の●　　●●　●●

利用権を設定する土地　　日根野●●●●番　　地目　田　面積　882 ㎡

設定する利用権　　使用貸借権　R6.3.14~R11.3.13　継続

番号５

設定人　　東近江市山路町●●●番地の●　●●　●●

被設定人　　日根野●●●●番地の●　　●●　●●

利用権を設定する土地　　日根野●●●●番　　地目　田　面積　1,309 ㎡

設定する利用権　　使用貸借権　R6.3.14~R11.3.13　（継続）

番号６

設定人　　日根野●●●●番地　●●　●●

被設定人　　日根野●●●●番地　●●　●●

利用権を設定する土地　　日根野　●●●●番　　地目　田　面積 846 ㎡

設定する利用権　　使用貸借権　R6.4.1~R9.3.31（新規）

番号７

設定人　　南中安松●●●●番地の●　●●　●●

被設定人　　南中安松●●●●番地　　●●　●●

利用権を設定する土地　　南中安松　●●●●番●　　地目　畑　面積　671 ㎡

設定する利用権　　使用貸借権　R6.3.14~R11.3.13（継続）

番号８

設定人　　南中安松●●●●番地　●●　●●

被設定人　　南中安松●●●●番地　●●　●●

利用権を設定する土地　　南中安松　●●●●番●　と　●●●●番●　地目はそれぞれ畑

面積はそれぞれ　396　㎡。　　設定する利用権　使用貸借権　R6.3.27~R9.3.26（継続）

以上です。本件につき、ご承認のほどよろしくお願いします。

議　長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

議　長

ないようですので、本件は適当とみなし、泉佐野市長に報告させていただきます。本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、3月の農業委員会を閉会いたします。では、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人　令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日